

北区スポーツ推進委員会
副幹事長 藤本登志子氏
文部科学大臣表彰 受賞



昨年11月、北区スポーツ推進委員会副幹事長の藤本登志子氏が、市民スポーツの振興と発展に寄与された功績により、平成25年度スポーツ推進委員功労者文部科学大臣表彰を受賞されました。



大地震の備えを

京都でも、いつ大地震が発生してもおかしくありません。備えと知識を身につけましょう。

◆家具を固定する

建物が無事でも、家具が倒れると、下敷きになってケガをしたり、屋内が散乱状態となり、避難が遅れて

しまいます。タンスや棚はL型金具などで壁の桟や柱に固定しましょう。また、扉がガラスの場合はガラス飛散防止フィルムを貼っておきましょう。

◆避難ルートを確認する

自宅から避難所までの経路を事前に歩いて確認しましょう。災害時には通行できない場所もあるため、複数の経路を探しておきましょう。

◆家族で話し合う

家族との連絡方法や集合場所、災害時の役割分担を確認しておきましょう。



生活支援員募集中

高齢者や知的・精神に障害のある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する、生活支援員を募集しています。主に、利用者の自宅などを訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

生活支援員として、活動するには、次の研修を受講いただく必要があります。

興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

○生活支援員養成研修日時 2月25日(火)、3月4日(火)、3月11日(火)

場所 ひとまち交流館 京都(河原町通五条下る東側)

対象 全3回の講座をすべて受講できる3月31日時点

※その他の要件についてはお問い合わせください。

問合せ 北区社会福祉協議会

※研修の申込は市社会福祉協議会(☎354・8731)まで

被災地では、連絡手段が限られるので、公衆電話などから利用できるNTTの「災害伝言ダイヤル117」や携帯電話の「災害用伝言板」の活用方法を知っておきましょう。

◆非常持出品を準備する

貴重品、3日分の食料、飲料水、常備薬、携帯ラジオなどをそろえておきましょう。また、就寝時に地震が起こった時のために、枕元には懐中電灯やスリッパなどを用意しましょう。

問合せ 北消防署総務課 ☎491・4148



道路に張り出した木の剪定をお願いします

生け垣や木の枝が道路に張り出すと、車両や歩行者などとの接触事故、さらに道路標識やカーブミラーなどを見づらくし、交通事故の原因になります。

当該樹木の所有者などは責任を問われることがあると、道路に張り出した木の枝などはすみやかに剪定をお願いします。



すべての方が安全で気持ちよく道路を使っていただけるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 北部土木事務所 ☎492・3111

市・府民税、所得税及び復興特別所得税の申告はお早めに

【申告期間】
2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日は除く)

市・府民税の申告は区役所・支所へ

1月1日現在に市内在住で、25年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方は、市民税課へ市・府民税の申告をしてください。

ただし、次に該当する方については、通常、申告は不要です。

- ①25年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)の確定申告をした方
- ②25年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方

※平成25年に申告された方には、1月中に申告書の用紙を送付します。

平成26年度 市・府民税の主な変更点

市では、東日本大震災を踏まえ、学校や防災活動拠点等の耐震化促進など、防災事業の財源を確保するため、平成26年度から10年間、個人市・府民税の均等割額をそれぞれ500円引き上げます。ご理解とご協力をお願いします。

個人市民税均等割額 3,000円 → 3,500円
府民税均等割額 1,000円 → 1,500円

「65歳以上の方に係る5割減額措置」の廃止に係る経過措置(税額の1/4を減免して課税)が終了し、本来の課税となります。

所得税等の確定申告は税務署へ

次に該当する方は、税務署で所得税等の確定申告をしてください。

- ①事業所得や不動産所得等から算出される所得税等の税額がある方
- ②給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ③給与収入が2千万円を超える方など

・所得税等が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、次に該当する方は、確定申告をすると、源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。

- ①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料などの所得控除がある方
- ②医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けられる方

・公的年金受給者は確定申告が不要な場合があります。

公的年金を受給されている方で、公的年金などの収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税等の確定申告は不要です。

※ただし、所得税等の還付を受けられる方は、確定申告が必要です。また、所得税等の確定

申告が不要でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

e-Taxでは、自宅や事務所などからインターネットを利用して、申告・申請・届出などができます。詳しくは、「e-Taxホームページ(アドレスhttp://www.e-tax.nta.go.jp)」をご覧ください。

・簡易な申告書は区役所でも受け付けます。

給与所得者の還付申告書や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、申告期間内に、区役所の市民税課などでも受け付けます。

問い合わせ

市民税課 ☎432-1215
上京税務署 ☎441-9171

《確定申告相談会場のご案内》

	西陣織会館	広域申告センター
開設期間 開設時間	2月4日(火)～3月17日(月)(土・日・祝日は除く) 午前9時～午後5時 (混雑状況により、午後4時頃受付を終了する場合があります。)	2月23日(日)、3月2日(日) (両日曜日に限り開設します。) 午前9時～午後5時
会場等	西陣織会館6階第3特別展示場(上京区堀川通今出川南入) ※上記期間中は、上京税務署では申告相談を行っていません。 ※西陣織会館では納税はできません。お近くの金融機関などをご利用ください。 ※相談会場についてのお問い合わせは、上京税務署に電話していただき、自動音声案内に従い、電話機を操作してください。	池坊短期大学美心館 地階アッセンブリホール (下京区四条室町鶏鉦町)